
3012. 輸出申告等照会

業務コード	内 容
IEX	輸出申告等照会

1. 業務概要

以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。許可が行われた場合は「輸出等許可」という。）の内容及び手続き状況を照会する。

本業務は該当輸出申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

- ①輸出申告（貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた申告（以下、「搬入前申告」という。）を含む。）
- ②積戻し申告（搬入前申告を含む。）
- ③特定輸出申告
- ④特定委託輸出申告
- ⑤特定製造貨物輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告
- ⑦輸出マニフェスト通関申告（搬入前申告を含む。）
- ⑧輸出許可内容変更申請
- ⑧積戻し許可内容変更申請
- ⑨特定輸出許可内容変更申請
- ⑩特定委託輸出許可内容変更申請
- ⑪特定製造貨物輸出許可内容変更申請
- ⑫展示等積戻し許可内容変更申請
- ⑬輸出マニフェスト通関許可内容変更申請

2. 入力者

(1) Sea-NACCSの場合

税関、通関業

(2) Air-NACCSの場合

税関、代理店、通関業、混載業、航空会社

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) 入力者が税関以外の場合は、以下のいずれかであること。

(a) 輸出等許可前に照会する場合

①「輸出申告事項登録（EDA）」業務を行った利用者。

②申告予定者または輸出申告等を行った利用者。

(b) 輸出等許可後、「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務または「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請（MAF）」業務前に照会する場合

①EDA業務を行った利用者。

②輸出申告等を行った利用者。

③上記②との業務の受委託関係がシステムへ登録されている利用者。

(c) EAA業務またはMAF業務後に照会する場合

①EDA業務を行った利用者。

②輸出申告等を行った利用者。

③EAA業務またはMAF業務を行った利用者。

(d) 手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 輸出申告DBチェック

輸出申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

(4) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、輸出申告照会情報（大額）出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 輸出申告等照会情報編集出力処理

輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBより輸出申告等照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸出申告照会情報（大額）	(1) 輸出申告（大額）に係る情報の場合 (2) エラーの場合	入力者
輸出申告照会情報（少額）	輸出申告（少額）に係る情報の場合	入力者
積戻し申告照会情報（大額）	積戻し申告（大額）に係る情報の場合	入力者
積戻し申告照会情報（少額）	積戻し申告（少額）に係る情報の場合	入力者
特定輸出申告照会情報（大額）	特定輸出申告（大額）に係る情報の場合	入力者
特定輸出申告照会情報（少額）	特定輸出申告（少額）に係る情報の場合	入力者
展示等積戻し申告照会情報（大額）	展示等積戻し申告（大額）に係る情報の場合	入力者
展示等積戻し申告照会情報（少額）	展示等積戻し申告（少額）に係る情報の場合	入力者
輸出マニフェスト通関申告照会情報	輸出マニフェスト通関申告に係る情報の場合	入力者